

① 国税庁ホームページから確定申告 (e-Tax)

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成できますので、是非ご利用ください。

これまでパソコンで「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税の申告書を作成し送信する際には、ICカードリーダーが必要でしたが、令和4年1月からは、パソコンの画面に表示される二次元バーコードを対応スマートフォンで読み取ることで、ICカードリーダーがなくてもe-Tax送信が可能となります。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告される方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

是非スマートフォンで、e-Taxをご利用ください。



② 所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。
- 生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理しています。
※1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス時間を除きます。



③ マイナポータルを活用して所得税の確定申告を簡単・便利に

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税申告書へ自動入力することが可能となりました。令和4年1月からは「ふるさと納税」や「地震保険料控除証明書」、2月上旬からは「医療費（令和3年分については、令和3年9月から12月分）」のデータが新たに取得可能となります。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用者登録が必要です。

是非マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。

詳細については、国税庁ホームページ「[マイナポータル連携特設ページ](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm)」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>) をご覧ください。

